

令和7年12月18日

筑 波 大 学

## 外国人留学生の授業料改定と教育環境の充実について

筑波大学（以下、本学）では、外国人留学生の教育・生活環境のさらなる充実を図るため、2027（令和9）年度4月以降に入学する外国人留学生※の授業料を改定します。

※出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の四の表の留学の在留資格をもって在留する者をいう。

### 1. 概要

本学では、これまで外国人留学生の教育環境を充実させ、その質の向上に努めてまいりました。

近年、世界的に優秀な外国人留学生の獲得競争が激化するなか、優秀な留学生を確保するためには、教育・生活支援を含む国際学修環境のさらなる拡充が不可欠です。

そのため、2027（令和9）年度以降に入学する外国人留学生の授業料を改定します。

### 2. 改定内容

● 2027（令和9）年4月以降に本学の学士課程および大学院に入学する外国人留学生に対し、教育・生活環境の充実に必要な経費として現行授業料に以下の金額を加えた額を徴収する（ただし、学際サイエンス・デザイン専門学群（マレーシア校）を除く）。

なお、この金額は現段階での最低限の金額を想定しており物価動向などの状況に応じ、適宜見直しを行う可能性があります。

- ・正規生：73,000円
- ・非正規生：36,000円

※ 検定料・入学料は変更なし

- 2026（令和8）年度までに学士課程、大学院課程等に在籍する外国人留学生の授業料は、当該課程在学中においては変更なし。
- 2027（令和9）年4月以降も、留学生数、物価動向などの状況に応じ、適宜見直しを行う。

### 3. 授業料改定分の使途

授業料改定による増額分は、外国人留学生の教育・生活環境のさらなる充実を図るため、以下の取組について全額充当する。

- 修学上の各種支援体制の拡充
- 多様な留学生に対応した教育・相談体制の充実
- 個々の進路に応じたキャリア支援体制拡充
- 英語コース等の拡充